

事業所の社会貢献を広くPRしませんか？

横浜市消防団協力事業所表示制度



「消防団協力事業所表示制度」
表示証イメージ

「横浜市消防団協力事業所表示制度」とは、横浜市長が認定する消防団活動に積極的にご協力いただいている事業所や団体に対して、地域における事業所の社会貢献を広く認められるよう表示証を交付するものです。

また、表示証は、社屋への掲示、自社ホームページでの公表など、その取り組みを広く公表する

認定基準

次のいずれかに該当する場合に認定されます。

1	複数の従業員が消防団員に入団している
2	従業員の消防団活動について積極的に配慮している
3	災害時等に事業所の資機材（訓練場所、水利等）を消防団に提供するなど協力している
4	その他、消防団活動に協力していることにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長等が特に優良と認めるもの



申請方法

消防団協力事業所として認定を受けるためには、最寄りの消防署で「横浜市消防団事業所表示申請書」を記入し、提出します。



事業所のメリット

消防団協力事業所に認定されると、地域に対する社会貢献企業として認められるだけでなく、「横浜型地域貢献企業」認定制度における評価項目の一つに該当しています。

「横浜型地域貢献企業」認定制度は、地域を意識した経営を行うとともに、本業及びその他の活動を通じて、環境保全、地域ボランティア等の社会的事業に取り組んでいる企業等を、一定の基準のもとに「横浜型地域貢献企業」として認定し、様々な支援メニューにより、その成長・発展を支援する制度です。認定を受けると、認定マークが付与されるほか、広報支援や低利の融資を受けることができます。



YOKOHAMA
地域貢献企業



申請要件、支援メニュー等の詳細はこちら▶

お問い合わせ：横浜市消防局総務部消防団課 TEL:045-334-6403



消防団って何？

消防団とは、消防署と同じ消防組織法で定められた消防機関です。消防職員は、常に消防業務を行います。消防団は、非常勤の特別職地方公務員となり、普段は、会社や学校に行きながら火災などの災害時に活動します。



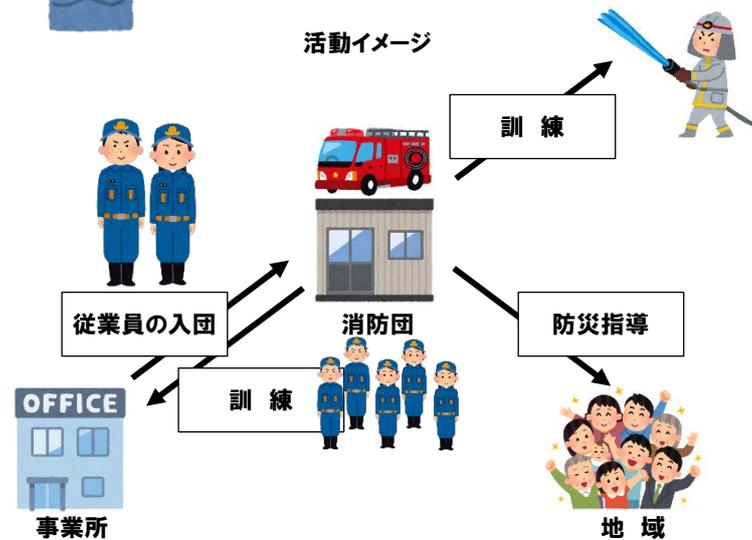
事業所の方が消防団に入るメリットは何？

事業所の方が消防団に入ると、事業所と地域との繋がりができるだけでなく、「消防団協力事業所」に認定されることで社会貢献を広くPRすることができます。

また、横浜市の消防団は、約6割が会社員の方であるため、日中、事業所で働いている方が消防団に入っていただくこと（協力していただくこと）で大規模災害時の地域防災力の向上に寄与することができます。



事業所の方が入団した後の活動方法は？



事業所の方が入団した場合、勤務地団員として、事業所のある地域で消防団活動を行います。

活動例としては、勤務時間を利用して、消防団と合同訓練を実施したり、勤務時間外に訓練場所まで来て放水訓練や地域での防災指導にあたるなど様々です。事業所と消防団が合同訓練を実施する場合は、消防団として従業員は参加します。

※ 活動方法は、事業所や消防団ごとに異なります。

消防団員募集

横浜市では、消防団員を募集しています。

入団を希望する方は、最寄りの消防署又は本市ホームページからお申込みください。

入団条件	横浜市内に、勤務・在住・在学している 18歳以上の健康な方	活動報酬	年額報酬	36,500円/年
消防団員になると	活動に対する報酬が支給されます。	活動報酬	災害出場	7,000円/回
	消防団活動中に負傷しても補償されます。		訓練 防災指導等	3,500円/回
	活動に必要な被服や装備が横浜市から貸与されます。			
	消防団員として5年以上勤務し、退団した場合は退職報償金が支給されます。			

入団申請は
こちら

